

愛知の生態系を守るために 生きものを 野外に放さないで!

わたしたちの愛知には、遠い昔から続くかけがえのない生態系があり、その中には地域本来の動物や植物がいます。

しかし、人の活動が地球規模になったことによって、その場所にいるはずのない生きものが運ばれてくるようになりました。

そうした、もともとその地域にいなかったけれど人によって移されてきた生きもの、つまり「移入種(外来種)」は、地域本来の生きものを食べたり、追いやったりして、生態系を破壊してしまうおそれがあります。外国の生きものはもちろん、本来いるところから人によって移された生きものはすべて移入種です。

愛知県では、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」により、県内の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種29種を公表し、みだりに野外に放すことを禁止しています。 (平成30年1月15日現在：27種)

愛知の生態系を守るために、生きものを自然の中に放さないでください。



公表されている移入種

移入種の中でも、愛知県内の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれがあるものを、条例に基づき公表しています。これらは、みだりに野外に放つことが禁止されています。

生態系に悪影響を与えます

 在来種を食べます

 在来種と交雑して雑種をつくります

 在来種のエサや住みかを奪います

 その場所の自然環境を変えてしまいます

人を傷つけます

 人に噛みついたり、鋭い棘で人を傷つけることがあります

農林水産業に被害をもたらします

 農作物や水産物を食べてしまったり、水路などにはりついて産業活動の邪魔をします

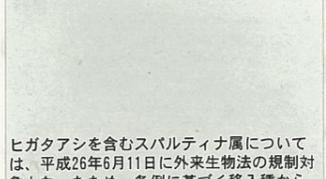
淡水域の移入種

平成22年6月公表

<p>コバクチョウ </p>  <p>平成23年3月公表 写真:高橋伸夫氏提供</p>	<p>アカミミガメ </p>  <p>亜種:ミシシippアカミミガメ 写真:菅原隆博氏提供</p>	<p>ワニガメ </p> 
<p>オヤニラミ </p> 	<p>カラドジョウ </p>  <p>写真:大阪府環境農林水産総合研究所提供</p>	<p>ナイルティラピア </p>  <p>写真:大阪府環境農林水産総合研究所提供</p>
<p>スクミリンゴガイ </p>  <p>卵塊 写真:木村昭一氏提供</p>	<p>スイレン属 (ヒツジグサを除く) </p>  <p>写真:浜島繁隆氏提供</p>	<p>ハゴロモモ </p>  <p>写真:浜島繁隆氏提供</p>
<p>ハビコリハコベ (園芸名:グロッシステイグマ) </p> 	<p>ナガバオモダカ </p>  <p>写真:浜島繁隆氏提供</p>	<p>キショウブ </p> 

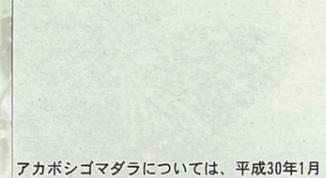
沿岸域の移入種

平成24年3月公表

<p>タデジマフジツボ種群 </p>  <p>タデジマフジツボ 写真:斎藤知己氏提供</p>	<p>サキグロタマツメタ </p>  <p>生体 卵塊 写真:木村昭一氏提供</p>
<p>ホンビノスガイ </p>  <p>1cm 写真:木村昭一氏提供</p>	<p>アツバキミガヨラン </p>  <p>写真:瀧崎吉伸氏提供</p>
<p>ウチワサボテン属 </p>  <p>写真:瀧崎吉伸氏提供</p>	<p>ヒガタアシ (スバルティナ、アルテルニフロラ) </p>  <p>ヒガタアシを含むスバルティナ属については、平成26年6月11日に外来生物法の規制対象となったため、条例に基づく移入種から除外。</p>

陸域の移入種

平成23年3月公表

<p>クワガタムシ科 (県内在来種・亜種を除く) </p>  <p>パラワンオオヒラタクワガタ マルバネクワガタ属10種については、平成30年1月15日に外来生物法の規制対象となったため、条例に基づく移入種から除外。 写真:戸田尚希氏提供</p>	<p>台湾タケクマバチ </p>  <p>写真:間野隆裕氏提供</p>	<p>ホソオチョウ </p>  <p>写真:間野隆裕氏提供</p>
<p>アカボシゴマダラ </p>  <p>アカボシゴマダラについては、平成30年1月15日に外来生物法の規制対象となったため、条例に基づく移入種から除外。</p>	<p>トウネズミモチ </p>  <p>写真:瀧崎吉伸氏提供</p>	<p>タカネマツムシソウ </p> 
<p>ポンポンアザミ </p>  <p>写真:瀧崎吉伸氏提供</p>	<p>ハカタカラクサ </p>  <p>写真:降幡光宏氏提供</p>	<p>モウソウチク </p>  <p>写真:芹沢俊介氏提供</p>

入れない

もともとその地域にいない生きものをむやみに入れない

捨てない

飼っている生きものを野外に捨てない

拡げない

野外にいる生きものを他の地域に拡げない



愛知の生態系を守るために

「移入種」は、もともとその地域にいなかったけれど人によって移されてきた生きもので、地域本来の生態系を破壊してしまうおそれがあります。

◆ 野外にみだりに動植物を持ち出すことは、 どんな生きものでもやめましょう。

ため池、河川へのコイやホタルの放流や、栽培された草花を自然の中に植えることは、多くの場合、もともとの生態系に悪影響を与えますので、やめましょう。

◆ 飼育している生きものは野外に放さず、 最後まで責任をもって管理しましょう。

移入種の中には、成長すると大きくなるものや、性格が荒くなるもの、人間より長生きするものがあります。移入種をペットとして飼う前には、最後まで飼うことができるかを必ずチェックしましょう。

◆ 特定外来生物について

国は、外来生物法により、アライグマやオオクチバスなどを「特定外来生物」に指定しています。これらは生態系や人間の生活に悪影響を及ぼすため、野外に放すことのほか、飼うことや運ぶこと、譲り渡すことなども禁止されています。

※詳細は外来生物法のホームページをご覧ください。 <http://www.env.go.jp/nature/intro/>



愛知県環境部自然環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話(052)954-6230(ダイヤルイン)

ホームページ「STOP! あいちの外来種」

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/gairai/index.html>